

# 可決した議案のあらまし

## 信頼される議員・議会へ

## 政治倫理に関する条例を可決

### まちづくり憲章・全会一致で可決

議員の口きぎや政務調査費に関する出来事がマスコミを賑わし、地方議会議員に対する市民の関心が高まっています。このような中、三田市議会においては、議員自らの倫理の規範を定める政治倫理条例を制定しました。

### 議員の政治倫理に関する条例

#### 議員の政治倫理に関する条例

この条例は、三田市議会議員が、公平不偏の立場から、すべての市民の利益実現を目指して行動することを意図しています。そして、市民の信託に応えるにふさわしい議員の人格と倫理を保つための事項を定めることと、信頼される公正な市政を実現することを目的に議員提案したものです。

#### ○どんな内容？

##### 議員が「特定の者の利益」を求めるとを禁止

議員が自己や特定の者の利益を求めるとのしないように、

- ・議員がその地位を利用して金品を受け取ることを禁止。
- ・議員の配偶者や同居の親族が経営に携わる法人は市と契約できない。また、指定管理者になることも禁止。
- ・議員自らが収益事業を営む法人の役員や市の補助金を受けている団体の役員であるときは、議長に届け出る。
- ・議員やその後援団体が、市と契約している法人の

#### 役員個人から寄附を受け

役員個人から寄附を受け

特に、議員の配偶者・同居の親族が市と契約できないとする規定については、もともと議員が市と工事請負などの契約をする、議員の地位を失う規定が地方自治法にあります。この条例では、法律の目的である「議員と市との間の営利的つながりを断つ」ことを明確にするため、議員の配偶者や同居の親族を市と契約できない対象に加えました。

#### 不正な「口きぎ」の禁止

議員が市職員に対して自己や特定の者の利益のために不当な働きかけ（口きぎ）を行うことは、市政の公正・公平性をゆがめてしまいます。そのため、この条例では、議員が

- ・市の契約事務
- ・採用や昇任、異動などの市職員の人事
- ・市が行う許認可

#### 市民・議員による調査請求

議員がこれらの規定に違反している疑いがある場合には、市民は選挙権を有する者の50分の1以上の署名

## 政治倫理に関する条例を可決

## まちづくり憲章・全会一致で可決

議員の口きぎや政務調査費に関する出来事がマスコミを賑わし、地方議会議員に対する市民の関心が高まっています。このような中、三田市議会においては、議員自らの倫理の規範を定める政治倫理条例を制定しました。

#### 役員個人から寄附を受け

役員個人から寄附を受け

特に、議員の配偶者・同居の親族が市と契約できないとする規定については、もともと議員が市と工事請負などの契約をする、議員の地位を失う規定が地方自治法にあります。この条例では、法律の目的である「議員と市との間の営利的つながりを断つ」ことを明確にするため、議員の配偶者や同居の親族を市と契約できない対象に加えました。

#### 不正な「口きぎ」の禁止

議員が市職員に対して自己や特定の者の利益のために不当な働きかけ（口きぎ）を行うことは、市政の公正・公平性をゆがめてしまいます。そのため、この条例では、議員が

- ・市の契約事務
- ・採用や昇任、異動などの市職員の人事
- ・市が行う許認可

#### 市民・議員による調査請求

議員がこれらの規定に違反している疑いがある場合には、市民は選挙権を有する者の50分の1以上の署名

### まちづくり憲章

昨年10月から市民公募による25人のまちづくり憲章市民会議で素案が議論され、さらに今年2月からは市民と学識者を交えた策定委員会が原案がつけられ、パブリックコメントを経て、6月定例会に提案されました。

#### ○委員の質問

憲章を広く市民に知ってもらうため、どのような方法をとるのか。

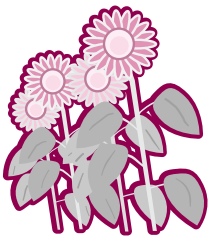
憲章板を2箇所設置し、チラシや広報、ホームページでお知らせしていく。また、市のイベントで、まちづくり憲章を唱和するなど、市民の心に響くよう普及に力を入れていく。

#### ○私たちの関係あるの？

市民の皆さんが自分や特定の人の有利（不利）になるように、市職員に対して「口きぎ」をするよう議員に依頼することを禁止しました。もちろん、議員はこのような依頼を市民から受けるときは拒否しなければなりません。

#### ○審議結果

全会一致で可決し、施行は10月1日からとしました。三田市議会では、各議員が倫理について、絶えず点検し、よりよい議会としていきます。



### 市民・行政との意見交換をしなかったことは残念だ。

昭和40年につくった「市民憲章」が議会の議決を得ていたため、今回も議決が必要と判断した。議会との意見交換については、憲章をもとに策定予定の「まちづくり基本条例」においては、議会と行政・市民が一緒になって進めていきたい。

#### ○審議結果

企画総務常任委員会でも全会一致、本会議においても全会一致で可決しました。

#### 公益目的通報

相次いで市職員の不祥事が発覚し、市政に対する信頼が揺らいでいます。今後、こうした事態を二度と起さないよう、職員の原則実名による公益目的通報（内部通報）を匿名で可能とするため「公益目的通報者保護条例」を改正するものです。

#### ○委員の質問

この条例ができてから2年経つが、通報の件数は。

「憲章」など宣言は、議会が必ず議決しなければならぬ事項ではない。実際、議会には報告するにとどめると聞いていた。今回、市長が議会に提案した意味は、また憲章の策定過程において、議会と

### 1件である。

匿名で通報できるようにすることで、通報件数が増えると考えているのか。また、職員間で相互不信になってしまふ危険性は考えなかったのか。

#### ○審議結果

企画総務常任委員会でも全会一致、本会議においても全会一致で可決しました。

#### 人事案件

企画総務常任委員会でも全会一致、本会議においても全会一致で可決しました。

#### 教育委員会委員

前任者の教育委員の死去に伴って欠員が生じた同委員会委員に

#### 中田 勝夫氏(新任)

を任命することに同意しました。

### ○公平委員会委員

前任者の任期満了に伴い、同委員会委員に

#### 堀 岩夫氏(再任)

#### 奥田 純氏(新任)

#### 中村 順子氏(再任)

#### 堀 正昭氏(新任)

#### 岩脇志保子氏(新任)

#### 意見書

本年4月から実施されている後期高齢者医療制度について、市民の皆さんから多くのご意見があることを考慮して、制度の改善や、低所得者への配慮を求める意見書。そのほか合計2件の意見書を可決し、国に送りました。

### 後期高齢者医療制度に関する意見書

わが国は、近年の急速な少子高齢化、経済の低成長段階への移行、国民生活や意識の多様化など、大きな環境変化に直面しております。こうした中、国民皆保険を堅持し、将来にわたっての持続可能な医療保険制度の確立と、国民が受ける医療サービスの質の向上が必要です。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始され、本制度においては、一定の軽減措置や激変緩和措置が講じられたものの、被用者保険の被扶養者であった高齢者に新たな保険料負担が生じます。また、制度開始後、様々な問題が生じ、制度そのものの信頼が揺らいでいます。今後、さらに保険料など高齢者の医療費負担が重くなることや、制度実施にあたり市町村の財政的負担の増大が懸念されます。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度について、現状を充分調査、検討したうえで、被保険者（特に低所得者）に過大な負担となることなく、将来にわたって高齢者が安心して適切な医療サービスが受けられ、高齢者担当医制の見直しも含め国民の理解が得られる制度となるよう早急に改善を図ることを強く要望します。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣などあてに送付

### 義務教育予算の充実を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、三田の未来にとってきわめて重要である。しかしながら、義務教育費国庫負担の負担割合の縮小や地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において十分な教育予算を確保することは困難となっている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

よって、国におかれては、教育予算を国全体として、確保・充実させる必要があることから、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を維持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助費・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣などあてに送付